

番号	Q	A
	<b>【事業実施主体】</b>	
1	公募要領の2事業概要（1）事業実施主体（「応募者の要件」）の中の「茨城県に所在する」について「所在する」をどうとらえるのか。何をもち「所在する」と確認するのか。	「所在する」につきましては、 公募要領 2 事業の概要（1）事業実施主体（応募者の要件）のア～エの要件のいずれかに該当していることを県内の市町村が確認できる、 ことです。 そのうえで、県内にその経営面積の過半の生産・経営基盤を持つ者であれば本事業に応募いただけます。
	<b>【補助対象経費】</b>	
2	本事業で補助対象となる堆肥等の散布機械はどのようなものか。	県単事業で補助対象とする「堆肥等の散布機」はマニュアルスプレッダーを想定しております。 一部の農業者の方から、散布しやすいよう水分調整した堆肥を散布できるライムソワーの活用の間合せがありました。ブロードキャスターやライムソワーなど、化成肥料や石灰などを散布するために開発・商品化された機械は補助対象外です。
3	自走式堆肥散布機は補助対象となるか。	本事業で補助対象とする「堆肥等の散布機」はマニュアルスプレッターを想定しております。 ですので、マニュアルスプレッダーであれば、自走式・アタッチメント式のどちらでも補助対象となります。
4	マニュアルスプレッダーであれば、自走式・アタッチメント式のどちらも補助対象になる、とのことだが、アタッチメント式の場合、補助対象は本体のみか、留め具など付随するものも含まれるか。	アタッチメント式のマニュアルスプレッダーの場合、留め具も含めて補助対象となります。
5	マルチスプレッダーは補助対象となるか。	メーカー（デリカ）に確認したところ、粒状の普通肥料を散布する場合、散布量が調整できない機構になっているようなので、堆肥を散布する専用機かと思えます。 つまり補助対象となります。
7	堆肥専用散布機かどうかの判断はどのようにすればよいか。	以下のサイトを参照ください。 <a href="http://www.chikusan-kankyo.jp/taihiss/taihi/S05/S05002.htm">http://www.chikusan-kankyo.jp/taihiss/taihi/S05/S05002.htm</a>  散布機構として横軸ピータ型、縦軸ピータ型、円形ブレード型のマニュアルスプレッダーは補助対象となります。これらは粒状の肥料散布には適しません。
8	コンボキャスターは補助対象となるか。	コンボキャスターは、堆肥の専用散布機ではないことから、補助対象外です。
9	ブレンドキャスターは補助対象となるか。	ブレンドキャスターは堆肥の専用散布機ではないことから、補助対象外です。
10	マニュアルスプレッダーとローダーを購入しようと考えている。ローダーも補助対象となるか？	マニュアルスプレッダーは可ですが、ローダーは汎用性があるため補助対象外となります。
11	マニュアルスプレッダー導入に併せて堆肥積み込みのためのコンボ、バケットローダー、堆肥運搬用軽トラを導入したい。これらは補助対象となるか。	コンボ、バケットローダー、軽トラは、堆肥積み込みや運搬以外にも汎用的に使用できてしまうため、補助対象外です。
12	管内でもマルチスプレッダーの要望があるが、それと併用するフレコン吊り（トラクターに接続して堆肥の運搬、投入に使用）も要望がある。フレコン吊りは補助対象になるか。	トラクタに装着するタイプなので汎用性がある（ブロードキャスターを装着すれば化成肥料散布にも使える）ため、補助対象外となります。

13	中古機械であっても補助対象となるか。その場合、必要な書類はどのようなものか。	中古機械も補助対象となります。 必要な書類は、以下①と②です。 ①中古農機及び中古農機と同等のスペックを持った新品の見積書 ②法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上あることを確認するための書類 ・具体的には、農機メーカーからの購入の場合は、農機メーカーの保証書等 ・農家同士の相対取引の場合、販売者が確定申告の際に提出する減価償却台帳（取得年月が記載されているもの）等、です。
14	本事業を活用して納品された機械・施設には年度と事業名を表示しなければならないのか。	本事業で導入された機械・施設は、わかりやすい部分に年度と事業名を明記する必要があります。そのため、契約時に「令和5年度 資源循環型農業構造転換緊急対策事業」と明記して納品または設置をしてもらうよう、販売業者等に依頼してください。
15	来年2月末までに納品されないと補助対象とならないのか。	来年2月末までの納品でないと補助対象となりません。
16	実施要領第6の1(7)の機械の導入規模等について、原則、「茨城県特定高性能農業機械導入指針」を参考に、とあるが、マニユアスプレッダーを希望の場合、当指針に記載が無いため、独自の規模決定根拠でよいか。	機械・施設等の導入については、事業実施主体の判断で、過剰投資にならないような機種選定やストックヤードの面積設定をお願いいたします。 当課へ提出された事業実施計画書の内容を確認し、機種選定やストックヤードの面積設定に疑義がある場合には、事業実施主体へ当課から確認の連絡をいたします。
17	ストックヤードとはどのようなものか。	堆肥の一時的な貯蔵場所を想定しております。 具体的には、化学肥料の代替として使用する堆肥等の品質が低下しないようにするため、以下の①と②の両方に該当するものです。 ①コンクリート敷設等により、堆肥等が地面と接しないようにするもの。 ②降雨による品質低下を防止するため、雨よけをするもの。 なお、雨よけについては、簡易なハウスの他、ブルーシート等の雨を通さない資材での被覆でも構いません。 ただし、簡易なハウスは補助対象ですが、ブルーシート等の資材は消耗品となりますので、補助対象外です。
19	混合堆肥複合肥料や指定混合肥料は補助対象に含まれるか。	産業副産物を原料とするものであれば、混合堆肥複合肥料や指定混合肥料も補助対象となります。
20	養豚農家は補助対象外となるのか。 (堆肥の散布場所としての畑あり、要望はマニユアスプレッダー)	養豚農家などの畜産農家であっても、自給飼料の生産を化学肥料から堆肥等に転換する場合は補助対象となります。
21	国の肥料高騰対策事業との両方に申請はできない、とされているが、本事業の取組すべてのことか。 機械・施設の整備の取組のみの申請であれば使えるのか。	国の肥料価格高騰対策事業（以下「国事業」）は、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料費に対して支援を行うものです。 本事業で補助を受けた堆肥等については国事業への申請はできませんが、機械や施設等の申請は国事業の対象外のため、本事業の補助対象となります。 なお、肥料費の部分について、本事業と国事業を比べると、 本事業：肥料費（+散布費）そのものの1/2補助 国事業：肥料費の「価格上昇分」の7割 となっているため、本事業の方が手厚い補助額となっております。
22	本事業の「堆肥等の施用」と、肥料価格高騰対策との重複申請の考え方について、肥料価格高騰対策事業で申請する肥料費の書類に本事業で申請する堆肥の購入費用が含まれていなければ、両事業を活用できるか。	ご認識のとおり、肥料価格高騰対策事業で申請する肥料費の書類に本事業で申請する堆肥の購入費用が含まれていなければ、両事業を活用できます。
<b>【事業実施期間】</b>		
23	事業期間は、何を示すか（購入までか支払いまでか）。実績報告とずれがあるのはなぜか。	事業期間は納品・設置までです。令和6年2月29日までに事業を実施いただき、その実績を取りまとめいただく期間を取るため、実績報告は令和6年3月6日までとしております。 実績報告の際には、事業費の根拠となる書類と、機械・施設については農林事務所での現地確認調書が必要となるため、期日管理にご留意ください。

	【必要書類】	
24	別紙様式第1号別添 1 事業対象者の概要の（注1）には、経営面積が分かる耕作証明書を添付すること、とあるが、耕作証明書の代わりに営農計画書でも良いか。	お問い合わせいただいた「営農計画書」は、経営所得安定対策の営農計画書という前提で回答いたします。 耕作証明書を求めている理由は、購入する堆肥等の量やハード整備の妥当性の確認に使用するためです。 そのため、今回の補助事業で購入する堆肥等やハード整備が全て田に対して行うものならば、営農計画書でも代用は可能です。 しかし、営農計画書には基本的に畑地は記載されないため今回の補助事業で畑にも堆肥等の施用等を行う場合は代用はできません。
25	別紙様式第1号別添で「経営面積が分かる耕作証明書を添付すること」とあるが、これはR4年度の耕作証明書または営農計画書でしょうか。R5年度の営農計画書でも代用は可能か。その場合、R4年度と数字が違っていてもよいか。（質問事例では、R4年度は畑あり、大豆・そばあり。R5（現在）は畑無し、大豆・そば無し。成果目標は水田の半分で化学肥料を半減）	事業実施計画書の現状値はR4としておりますが、R5年度の営農計画書に基づき、R5の面積で記載いただいても結構です。 この場合、R5を基準に成果目標に係るポイントを算出してください。
26	実施要領 第6 補助対象経費1（6）に一般競争入札等を通じて・・・見積もりを提出させるとあるが、3者見積もり合わせでもよいか。	ご認識のとおりです。
27	「3者見積もり」とは、同一メーカーの同一物品の見積もりを3者から徴取するのか、あるいは別メーカーの同等品の見積もりを3者から徴取してもよいか。	3者見積もりは、同等のスペックであれば、必ずしも同一機種ではなくて可です。
28	見積もりについて、機械・施設等の導入に際しては3者の見積もり、堆肥等の購入については1者の見積もりでよいか。	計画書提出時点では、機械・施設等、堆肥等の購入のいずれも、見積もりは1者で結構です（参考見積）。 ただし、交付決定後、購入する際には、機械・施設等については原則3者以上の見積もり（本見積）が必要（実施要領 第6 1（6））、また堆肥等の購入については1者の見積もり（本見積）が必要です。
29	機械・施設等の導入にあたって、保険等に加入しなければならないのか。	事業実施要領 第6 補助対象経費の1 機械・施設等の導入に要する経費（3）には、 『補助対象とする機械には、動産総合保険等の保険に、補助対象とする施設には、国の共済制度（加入できない場合においては、民間の建物共済や損賠補償保険等（天災等に対する補償を必須とする））に加入すること。』とありますので、機械・施設等を導入した場合には、これらの保険等へ加入していただきますよう、お願いいたします。
30	J Aから補助対象物品を購入し、代金は口座引き落としの場合、領収書は発行されないが、どうしたらいいか。	請求書に「代金は口座引き落とし」等の明記があれば、領収書に代えて引き落としが記帳された通帳のコピーで可です。 なお、J Aから引き落とし額の明細書が発行されると思いますので、補助対象物品の引き落としが記載された明細書※を添付してください。 （同時期に肥料や農薬なども買った場合、それらと合算で引き落とされることがあり、補助対象物品の請求額と異なる引き落とし額が通帳に記帳されるため） ※最近では紙の利用明細書ではなく、自分でWebでダウンロードする形式もあるようです。
31	引き落としによる支払いについて、「明細はハガキで届くが、2～3か月後になってしまう。提出期日に間に合わない可能性がある」と事業実施者から言われた。この場合の明細の提出はどのようにすればよいか。	明細書の先発行が不可能な場合は、他の書類は期限までに提出いただいた後、明細書が届きましたら、すみやかに明細書だけを提出してください。

32	動産総合保険や共済制度等の加入根拠書類の提出について、教えてほしい。	農業機械やストックヤードを申請した事業実施主体におかれましては、動産総合保険や共済制度等の加入根拠書類を実績報告書と併せて提出してください。 加入根拠書類は保険証書（写し）や加入証（写し）等になりますが、提出が期日までに間に合わない場合は「保険加入の申し込み書」の写しや「〇月〇日までに保険加入申し込み予定」の旨を記載した書類を提出ください。
33	保険の種類は何か指定があるか（ダメな保険の種類があるのか）	NOSAIの「農機具損害共済」のような動産総合保険の内容に準じたものとなります。 火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害など 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故 台風、旋風、洪水、高潮、土砂崩れ、地滑り、雪崩等の雪害、その他これらに類する自然災害
34	保険の期間について、1年掛け捨て保険になると思うが、処分可能年まで更新の報告が都度必要か。	盗難や自然災害等にあった際にも滞りなく事業を継続していただくため、保険への加入を事業要件としています。その目的を鑑みますと、処分可能年までの加入義務はないにしても、財産処分制限期間内は継続して保険へ加入していただくことを推奨しております。
<b>【現状値・目標値】</b>		
35	実施計画書様式では現状値はR4となっているが、R5に既に堆肥等を施用している場合は、これよりも堆肥等の投入量を増やす、あるいは施用面積を拡大する必要があるのか。	現状値はR4ですが、R5で記載いただいても結構です。 その場合はR5よりも取組を強化拡大してください。
36	認定新規就農者で来年から作付けする場合、令和5年現在作付けなしで、令和6年から作付けする場合はこの事業に申請できるのか。 この事例で申請書に記入する際には、3成果目標の現状値 化学肥料の使用量を低減した栽培面積拡大は0a、化学肥料の現状値も0kgとしたうえで、目標値を記入すればよいのか。	令和5年現在作付けなしで、令和6年から作付けする場合も、本事業に申請いただけます。 申請書への記載方法について、ご認識のとおりです。
37	ほ場ごとに施肥設計が細かく分かれている場合は、全て書き出す必要があるのか。あるいは、平均的な内容を1つ書けばよいのか。	ほ場ごとにすべて書き出す必要はありません。 品目ごとに平均して記載いただければ結構です。
38	化学肥料の施用量を低減した栽培面積の拡大において、現状値が0haの場合は、「化学肥料の使用量を提言した栽培面積の拡大率」は計算できないが、その場合どのように記載すべきか。	ご指摘のとおり、拡大率は計算できませんので、「純増」としてください。 なお、ポイントについては、実施要領 別表2 番号1 の「20%以上又は純増」に該当いたしますので、5ポイントとなります。
39	飼料用米と主食用米で化学肥料の低減を図る場合は、3 成果目標の2 化学肥料の使用量の低減 の部分は、異なる品目として分けて記載する形でよいのか。	飼料用米と主食用米では、施肥量が異なるため、化学肥料低減に向けた取り組みも異なることが想定されますので、ご指摘のとおり、3 成果目標 2 化学肥料の使用量の低減 の部分は 異なる品目として分けて記載してください。
40	管内でペレット堆肥製造機械の要望が上がっているが、ペレット堆肥ができるまで正確な成分値が出ないうえに肥効も不明である。この場合はどのように施肥量の計算等すべきか。	購入した堆肥に副資材を添加した後にペレット化する、ということだと思います。 基になる堆肥と副資材のそれぞれに含まれる肥料成分と、その混合比率を基に混合後の肥料成分を推定して計算してください。
41	堆肥等が肥料法に基づくものかどうかを確認するために添付しなければならない資料はあるか。	確認するための資料は添付いただく必要はございません。 農家が堆肥等の購入に当たって、当該堆肥等が肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録や届出がされていることを確認いただければと思います。

42	堆肥等の散布補助のメニューで汚泥肥料の散布を希望している。この場合の施肥設計はどのように行うべきか。	たい肥ナビでは汚泥肥料は対象となっていませんが、対象の汚泥が牛ふん堆肥・鶏ふん堆肥・豚ふん堆肥のどれに近いかを参考に、たい肥ナビを活用して施肥設計を行ってください。
43	堆肥等の散布補助のメニューでカニ殻の散布を希望している。この場合の施肥設計はどのように行うべきか。 (保証票を確認したがC/N比は未記載)	カニ殻につきましてはCN比が6.1ぐらいという資料が愛知県農試にあり、窒素濃度も高いので鶏ふん堆肥を参考に施肥設計してください。
44	6haのほ場に堆肥等を2回散布し、キャベツとハクサイを2作する。この場合2,500円/10aの上限単価が適用される面積は6ha、12haのいずれか。	キャベツとハクサイは同じほ場で2作栽培するということだと思います。今回の事業は「1ほ場、1回の堆肥散布」を対象としておりますので、品目が違っても同じほ場に散布する場合は2回目の散布が対象にならないため、適用面積は6haとなります。
45	実施要領の「第5 採択要件」の「1 化学肥料の低減」(2)で、「すでに(1)に取り組んでいる場合には、」とあるが、すでに(1)に取り組んでいるかどうかの判断基準は何によるのか。	R5に初めて本事業に取り組む場合には、農家の自己申告となります。一方、R4にすでに本事業に取り組んだ場合には、R4事業申請時に設定した目標値を設定いただけます。
46	計画書の申請書様式「3 成果目標」の記載について、化学肥料の使用量の低減項目に入力する数字は、低減取組みを行う範囲での数字なのか、それとも経営全体の数字なのか、どちらなのか。	「化学肥料の使用量の低減」項目に入力する数字は堆肥等を施用する品目における化学肥料の使用量をご記載ください。 実施要領 別表2の備考欄も併せてご確認いただければと思います。
47	土壌診断について、事業対象ほ場はすべて実施する必要があるのか。	事業対象ほ場全てで実施する必要はありません。 農業者が適正な施肥量を把握する上で必要な密度で土壌診断を行っていただければ可となります。
48	たい肥ナビとは何か。	家畜ふん堆肥の肥効率を考慮した作物ごとの適正施肥量が簡単に計算でき、化成肥料と家畜ふん堆肥を組み合わせた最適な施肥量を算出できるシステムです。 公益財団法人 茨城県畜産協会のホームページで公開されています。 たい肥ナビ! Web版 URL <a href="http://ibaraki.lin.gr.jp/taihi-navi/index.html">http://ibaraki.lin.gr.jp/taihi-navi/index.html</a>
<b>【手続きの流れ】</b>		
49	公募に係る市町村の役割について、教えてほしい。	市町村には、申請者の要件確認(認定農業者等)をお願いいたします。 なお、県における審査の結果、計画書の修正が必要な場合には、申請者への連絡・調整をお願いすることがあります。
50	農林事務所が農業技術課に書類を提出する際の手続きについて、教えてほしい。	速やかに計画承認を進めるために計画書の記載漏れや添付漏れがないかなどの内容のネガチェックをお願いいたします。 書類送付につきましては、通常の経由手続きで送付をお願いいたします。
51	機械・施設(ハード)の納品あるいは設置が完了した後、使用するまでの手続きについて、教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械・施設の納品あるいは設置が完了したときは、速やかに納品等完了届(実施要領 別紙様式第3号)を提出してください。</li> <li>・また、県(農林事務所)による現地確認が必要です。現地確認前の機械・施設の使用は行わないでください。</li> <li>・さらに、実績報告書で使用しますので、機械・施設の写真を撮影し、保存してください。</li> </ul> <p>&lt;写真の撮り方(以下1~4の写真が必要)&gt;</p> <p>写真1:全体が分かる写真 写真2:事業名「令和5年度資源循環型農業構造転換緊急対策事業」と記載されている箇所の写真 写真3:機械の場合、型式の記載箇所の写真 写真4:機械の場合、製造番号の記載箇所の写真</p>

52	堆肥等（ソフト）の納品が完了した後、散布するまでの手続きについて、教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"><li>・堆肥等の購入や成分分析の場合、県（農林事務所）による現地確認は不要です。</li><li>・また、実績報告書で使用しますので、納品された肥料等の写真を撮影し、保存してください。なお、撮影後は散布可能です。</li></ul> <p>&lt;写真の撮り方（以下1～3の写真が必要）&gt;</p> <p>写真1：袋入りの場合、納品個数分かる写真、バラの場合、荷下ろし状態の写真</p> <p>写真2：袋入りの場合、袋の表面の写真、バラの場合、肥料のアップの写真</p> <p>写真3：袋入りの場合、袋の生産業者保証票または販売業者保証票の部分の写真</p>
----	--	--